

さいたま市立■■■中学校いじめ重大事態調査報告書

さいたま市立■■■中学校いじめ対策委員会

令和7年9月4日

## はじめに

本報告書は、さいたま市立■■■中学校■■■年■■■組（令和6年度当時）の生徒である■■■さん（■■■）（以下「当該生徒」とする）が他生徒（以下「関係生徒」とする）から受けたとされるいじめ事案について、いじめ防止対策推進法（以下「法」とする）第28条第1項の規定に基づき、まとめたものである。

本調査は、法第22条の規定並びにさいたま市立■■■中学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」）に基づいて設置された、さいたま市立■■■中学校いじめ対策委員会（以下「委員会」という）が、当該生徒の保護者の意向を踏まえ、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月30日改訂版）（以下「ガイドライン」とする）に則って行った。

なお、ガイドライン第1章第2節に記載のとおり、本校の対応の課題点を明確にし、支援策や再発防止策を策定するため、学校が作成した調査報告書を再分析し、さいたま市スクールロイヤーに依頼し、その助言・監修の下、調査報告書としてまとめたものである。

## 1 事案の概要

### (1) 関係する生徒

当該生徒 ■■■年■■■組 ■■■  
関係生徒 不明

### (2) 調査の対象

令和6年10月上旬から12月頃、当該生徒の机の中から、ゴミ、死ね、くず、カス等と書かれている丸められた紙が約20回発見されたという事案。

### (3) 当該生徒の状況及び欠席期間等

当該生徒は、令和6年10月21日（月）から欠席が続き、令和7年3月17日（月）に欠席日数が30日となった。

### (4) 事案の覚知からいじめ認知の経緯

ア 令和7年2月4日（火）担任は、当該生徒の保護者から、当該生徒の机の中から、ゴミ、死ね、くず、カス等と書かれている丸められた紙が約20回発見されたとの訴えを受け、担任、■■■学年主任、■■■学年教育相談担当教諭に、悪口が書かれている丸められた紙が1枚提出された。

イ 令和7年2月6日（木）11時00分頃、校長は、委員会を開催し、当該生徒の保護者からの訴えについて協議した結果、加害生徒は不明であるが、悪口が書かれている紙が提出されたことから、いじめの行為があったと捉え、いじめとして認知した。

(5) いじめ重大事態の発生報告までの経緯

令和7年3月3日(月)委員会で検討した結果、当該生徒は、欠席が続いていることから、不登校重大事態の疑いがあるものと判断し、令和7年3月17日(月)当該生徒の欠席日数が30日になったことから、校長が、さいたま市教育委員会へいじめ重大事態の発生について報告をした。

2 調査の概要

(1) 調査した主体と構成員

ア 主体 委員会

イ 構成員 委員長 校長

委員 教頭、教務主任、養護教諭、生徒指導主任、教育相談主任、■学年主任、  
■学年生徒指導担当教諭、担任

(2) 調査方法

委員会で検討をした上で、当該生徒の保護者に確認をし、以下の調査を行った。

ア 当該生徒からの聴き取りについて

イ 当該生徒の保護者からの聴き取りについて

ウ 当該学級の当該生徒を除く35名を対象としたアンケートについて

エ 当該学級の生徒34名(当該生徒、欠席1名を除く)からの聴き取りについて

3 調査結果

(1) 令和7年2月4日(火)担任、■学年主任、■学年教育相談担当教諭が、当該生徒から聴き取った内容

ア 令和6年10月頃、教室の机の中に、くしゃくしゃに丸めた紙があった。確認すると、ゴミ、と書かれていた。令和6年10月以降、週に1~2回程度、死ね、くず、ごみ、カス等と書かれた紙が、机の中に入れてられていた。令和6年10月頃から12月頃にかけて、計20回程度入れられていた。

イ 紙の大きさは様々で、ノートの切れ端が多かった。

ウ 見つけた紙は、教室のゴミ箱に捨てた。

エ 加害生徒については心当たりがない。当該学級に仲が悪い人はいなく、今までに意地悪をされたことや悪口は言われたことはない。

(2) 令和7年2月4日(火)担任、■学年主任、■学年教育相談担当教諭が、当該生徒の保護者から聴き取った内容

ア 令和7年2月3日(月)の夜に、当該生徒から、以前より悪口を書かれた紙が当該生徒の机の中から発見されていたことを打ち明けられたことから、令和6年10月頃以降、当該生徒の欠席が増えた理由は、悪口を書かれた紙が当該生徒の机の中から発見されたことだと思う。

イ 4月以降、担任が、放課後、当該生徒の机の中に紙が入っていないことを確認してくれていることから、当該生徒の机の中に紙が入れられた時間帯は、朝の時間だと思う。

ウ 今後、当該生徒が保健室に行った際には、発熱が無くても当該生徒を早退させてほしい。

(3) 令和7年2月12日(水)当該学級のすべての生徒を対象としたアンケートを実施した回答結果

ア アンケート回答者数(当該生徒を除く35名を対象にアンケートを実施)

在籍36名中34名(調査未実施:当該生徒、欠席1名)

イ アンケート内容・結果

(内容) この件に関して、何か知っている人、やってしまった人は、この紙に情報を記入してください。

(結果) 情報の記述あり…0名 情報の記述なし…34名

(4) 令和7年3月3日(月)担任、■■■■学年生徒指導担当教諭が、当該学級の生徒34名から聴き取った内容

ア この件に関して、何か知っていることや覚えていることはありますか。

(ア) 知っていること覚えていることはない。…33名

(イ) 令和6年度1学期か2学期頃、3名の■■■■生徒が、書いてあるのはまずい、と言っていたかもしれない…1名

(ウ) 翌日3月4日(火)16時00分頃、3名の■■■■生徒から個別に聴き取りを行った。3名とも、全く覚えていない、と答えた。

#### 4 いじめの認知等

(1) いじめの定義について

平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行され、同法第2条において、「いじめ」は「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

(2) いじめの有無の判断

令和6年10月上旬から12月頃、当該生徒の机の中から、ゴミ、死ね、くず、カス等と書かれている丸められた紙が約20回発見された件について

(結果)

令和7年2月6日(木)委員会で当該事実を認め、「いじめ」として認知。

(理由)

当該学級のすべての生徒を対象としたアンケート結果からは、当該事実に関する具体的な記載は認められなかったが、当該生徒の聴き取り調査において、当該生徒が具体的に詳細な内容を説明していたこと、当該生徒や当該生徒の保護者から、悪口が書かれている紙が提出されたこと、及び当該生徒が苦痛を感じているとの訴えがあったことから当該事実を認め、当該生徒に「心身の苦痛を感じさせたもの」と判断した。

## 5 学校の対応等

### (1) 令和7年2月4日(火)

ア 14時00分頃、担任は、当該生徒の保護者から、電話連絡にて、当該生徒の欠席理由について、当該生徒に対する悪口が書かれた紙が机の中から出てきたことである、との連絡があった。

イ 17時30分頃、当該生徒と当該生徒の保護者が来校し、担任、■学年主任、■学年教育相談担当教諭と面談した。当該生徒と当該生徒の保護者から、当該生徒の机の中から、ゴミ、死ね、くず、カス等と書かれている丸められた紙を約20回発見した件について話があった。当該生徒の保護者から、当該生徒が安心して登校できることを最優先にしてほしいとの申し出があった。

ウ 担任は、当該生徒の机の中や手提げ、ロッカー内を、毎朝確認することを伝えた。

### (2) 2月6日(木)

校長は、定例で開催している委員会にて、本件をいじめとして認知した。

### (3) 2月7日(金)

ア 17時30分頃、当該生徒は、当該生徒の保護者と来校し、担任、■学年主任、■学年生徒指導担当教諭と面談した。当該生徒の保護者から、当該生徒は、朝に登校することがつらい、関係生徒が分からないことが気持ち悪い、今は、関係生徒が見つかってほしいと思っている、と話した。

イ 学校から、当該生徒と当該生徒の保護者に、当該学級のすべての生徒を対象としたアンケートを実施することを提案し、アンケート内容について確認をした。

### (4) 2月10日(月)

12時20分頃、■学年主任は、当該生徒の保護者から、学校の説明は、学校が今後どのような対応をするのかについて提示不足であること、さらに今後の調査を警察などの第三者機関に委ねる方法もある等、被害者の心情に対する配慮に欠ける言葉もあったとの理由により、今後の調査方法について明らかにしてほしいと要望する手紙を受け取った。

### (5) 2月12日(水)

当該学級のすべての生徒を対象としたアンケートを実施した。

### (6) 2月18日(火)

ア 16時30分頃、■学年生徒指導担当教諭は、当該生徒と当該生徒の保護者に、アンケート調査の結果について説明した。

イ ■学年生徒指導担当教諭は、当該生徒と当該生徒の保護者に、当該学級の34名の生徒から聴き取りを行うこと、それでも何も情報が得られなかったら、他のクラスについては、他のクラスの担任から情報収集をすることを提案し、当該生徒の保護者は、了承した。

### (7) 2月21日(金)

ア 17時30分頃、当該生徒と当該生徒の保護者が来校し、担任、生徒指導主任、■学年生徒指導担当教諭と面談を行った。生徒指導主任は、令和6年10月頃から、令和7年2月21日(金)現在までの、当該生徒の欠席理由について一日ずつ確認した。令和7年2月21日(金)現在、当該生徒のいじめが原因による欠席は21日となった。

イ 当該生徒と当該生徒の保護者から、学習や将来に不安がある、との話があった。

ウ 生徒指導主任は、当該生徒と当該生徒の保護者に、Sola る一むについて説明した。

エ 生徒指導主任は、当該生徒の今後の登校の仕方や学年末テストの受け方の確認をした。

(8) 2月25日(火)

17時50分頃、当該生徒と当該生徒の保護者が来校し、担任、生徒指導主任、■学年生徒指導担当教諭と面談を行い、学年末テストの受け方について確認した。

(9) 2月28日(金)

8時25分頃、担任は、当該生徒と当該生徒の保護者が来校した際、自宅でテストを受けるため、テストの入った封筒を渡した。

(10) 3月3日(月)

ア ■学年生徒指導担当教諭と担任が、当該学級のすべての生徒から、聴き取りを実施した。

イ 17時00分頃、学校は、委員会を開催し、検討した結果、当該生徒は欠席が増えていることから、不登校重大事態の疑いがあるものと判断した。

(11) 3月5日(水)

ア 18時30分頃、当該生徒と当該生徒の保護者が来校し、■学年生徒指導担当教諭と担任が、3月3日(月)の聴き取り結果を報告した。

イ 担任は、当該生徒から、自宅で実施した学年末テストを受け取った。

ウ 担任は、当該生徒に、オンライン授業について提案した。

(12) 3月11日(火)

担任は、当該生徒と面談をする予定だったが、当該生徒の保護者から、家庭の都合でキャンセルしたいとの連絡があった。

(13) 3月17日(月)

18時30分頃、当該生徒の保護者が来校し、教頭2名、生徒指導主任、■学年生徒指導担当教諭、担任と面談を行った。当該生徒の欠席日数が30日となり、重大事態として対応していくことについて説明した。

(14) 3月18日(火)

当該生徒保護者の了承を得た上で、■学年の各学級担任から、■学年各学級の生徒に、本件に関する情報を集めるための呼びかけを行った。

(15) 3月21日(金)

学校は、委員会を開催し、情報共有を行うとともに、今後の対応について検討した。

(16) 3月24日(月)

18時30分頃、当該生徒と当該生徒の保護者が来校し、担任、生徒指導主任、■学年生徒指導担当教諭と面談を行い、当該生徒の最近の様子と、現状の不安や来年度に向けての話をした。

(17) 3月26日(水)

ア 修了式において、生徒指導主任が、全校生徒に対して、いじめ防止に関する取組(ありがとうカード)のふり返し等を行うとともに、日頃からの言動等について注意喚起を行った。

イ 18時30分頃、当該生徒と当該生徒の保護者が来校し、担任、生徒指導主任、■学年生徒指導担当教諭と面談を行い、春休みの過ごし方等について話した。

(18) 令和7年4月4日(金)

ア 15時00分頃、当該生徒と当該生徒の保護者が来校し、担任、生徒指導主任、■学年生徒指導担当教諭と面談を行い、当該生徒の春休みの様子や新年度の抱負について確認した。

イ 学校は、当該生徒と当該生徒の保護者から、新クラスのことや配慮してほしいことについて確認した。

(19) 令和7年4月9日（水）

新年度（令和7年度）に移行する際の学年活動の中で、前年度（令和6年度）の学級（旧クラス）に並んで集合する場面を設けてしまった。前年度の配付物を返却するためとはいえ、当該生徒の心情をよく考えて、そのような場面を設定しないよう、配慮を行うとともに当該生徒の心情を確かめるための声掛け等を行うべきだった。

以上の法第28条第1項に基づく調査並びに、法第23条の学校対応について、さいたま市スクールロイヤーによる検証、助言を受け、課題点を明らかにした。以下に、その課題点と生徒への支援策及び再発を防ぐための取組を記す。

## 6 課題点

### (1) いじめの早期発見（状況把握・アセスメント）について

基本方針「VI いじめの早期発見（状況把握・アセスメント）」には、日頃の生徒の観察を通して、早期発見するポイントを例示している。本件については、令和6年10月頃から12月頃にかけて、約20回にわたるメモが当該生徒の机の中に入れていた。朝の健康観察や朝読書、朝清掃等、学校の教育活動全体を通して生徒を観察するとともに、教職員の見えないところで被害が発生している場合があるなど、予見できる機会や経緯を見逃さない体制を整えるとともに、背景にある事情を調査し、生徒の被害性に着目する視点が足りていなかったと捉えている。また、基本方針「II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢」⑤記載のとおり、日頃から、生徒と生徒、生徒と教職員の間に共感的な人間関係を築き、当該生徒から教職員に対して、気軽に声をかける雰囲気作りなど、相談しやすい学校の体制を整えることが必要であったと捉えている。

### (2) いじめの未然防止について

基本方針「V いじめの未然防止の取組（「学校いじめ防止プログラム）」には、教育活動全般を通して実施できる様々な取組の例示がされている。本件については、教室という開かれた環境で生じた事案であること、また何度も繰り返し発生していることから、そのような行為等の防止のため、生徒の人権意識を高める取組や道徳教育の充実が課題として挙げられる。また、いじめ撲滅強化月間や人間関係プログラムなどの取組を有効に活用するなど、学校の教育活動全体を通して、生徒の自己指導能力を育成する取組の充実を図る必要があると捉えている。さらに、保護者との連携については、「いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。」「子どもとのコミュニケーションから、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。」「子どもに基本的生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。」と記載されている。本事案については、保護者との連携を密に行い、当該生徒の学校の様子を保護者に伝えたり、家庭での様子について保護者から聴いたりするなど、当該生徒の心の安定を図るために、学校と保護者の一層の連携が必要であったと考える。

### (3) いじめの基本姿勢について

基本方針「II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢」には、「いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめに対する指導後も見守りを継続する。」と示されている。

本件については、「当該生徒の心情に配慮した声掛けや準備ができていたか。」といった点が反省とし

てあげられる。令和7年4月9日（水）、新年度（令和7年度）に移行する際の学年活動の中で、配付物を返却するためとはいえ、前年度（令和6年度）の学級（旧クラス）に並んで集合する場面を設定してしまったことは、配慮に欠ける対応であった。当該生徒の心情をよく考えて、そのような場面を設定しないよう、配慮を行うとともに当該生徒の心情を確かめるための声掛け等を行うべきだった。今後は、学年全体が集まる機会や他クラスとの接触がある場面では、当該生徒の意思を事前に確認してその意思を尊重し、当該生徒が安心して学校生活を送れるように配慮をしていく。

## 7 課題点を受けた再発防止策

### (1) 当該生徒への支援策

- ア 毎日、朝と放課後に、担任が、当該生徒の机やロッカーを確認するとともに、当該生徒の持ち物の点検を行う。
- イ 登校または下校の仕方について、「朝のみの登校」や「放課後に登校して下校する」など、多様な登校スタイルを提案し、当該生徒と当該生徒の保護者の意向を反映できるようにする。
- ウ さわやか相談室の相談員と当該生徒の面談を定期的に行い、専門的な立場から当該生徒の心理的ケアを充実させる。
- エ Sola る一むやオンライン授業等について、いつでも利用が開始できるように提案する。現時点において当該生徒と当該生徒の保護者は、利用についての要望はないが、いつでも活用できるよう体制を整える。
- オ 保健室については、当該生徒が健康上の不調等が見られた場合以外であっても、当該生徒と保護者の利用希望と心身のケアを配慮して利用できるようにする。
- カ ア～オの当該生徒の支援策については、全教職員で共通理解を図り、組織的な支援体制を強化するとともに、継続して見守りを行っていく。

### (2) 再発を防ぐための取組

- ア いじめの対応について、基本方針に則り、被害生徒を守り抜くという強い決意と姿勢を貫き、被害生徒や被害生徒の保護者に徹底的に寄り添って信頼関係を構築し、被害生徒や被害生徒の保護者の意向を丁寧に確認しながら学校の対応に反映させることに努めていく。⇒6(1)
- イ いじめの早期発見・対応を行うため、学期の初めに実施する「心と生活のアンケート」において、面談が必要な生徒以外についても、スクールダッシュボード等を活用して、日頃の観察を徹底することで生徒の些細な変化に気づくようにするなど、いじめの早期発見・対応に努める。⇒6(2)
- ウ 簡易面談（二者面談）などでは真相を吐露しないこともあることを想定し、面談の内容を精選するとともに、自身だけではなく、周囲で気が付いたことも記入できるようにする等、内容を工夫して実施する。⇒6(2)
- エ 特定の職員だけでなく、その他の職員や関係機関なども含めて「誰にでも気軽に相談しやすい」環境を構築していく。特に、さわやか相談員やスクールカウンセラーをより身近に感じてもらうために交流の機会を作る。⇒6(3)
- オ 道徳教育の充実として、いじめをしない、許さない資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努めるために、道徳教育推進教諭を中心に、校内研修の体制を整える。また、全校朝礼や始業式、終業式等のあらゆる機会を通じて、校長及び教職員が、全生徒に対して、いじめは絶対に許されないことを継続して強く訴える。⇒6(2)

カ 家庭の協力を仰ぐことが、いじめ防止のためには不可欠なことを鑑み、保護者に対して、学級懇談等で管理職自ら学校のいじめ防止基本方針を周知したり、いじめ撲滅強化月間（6月、11月）には、学校だよりを活用したいじめ防止に向けた取組を周知したりする。⇒6(2)

キ 教職員のいじめに対する意識を高めるために、スクールロイヤーや指導主事等を招聘し、いじめに係る教職員研修を定期的に行う。⇒6(1)

ク いじめ重大事態に対する平時からの備えとして、以下の点について年間計画等に盛り込み、確実に実践する。⇒6(3)

- ・年度当初の職員会議等で全職員に対して、学校いじめ防止基本方針に加え、法や市の基本方針にも触れて説明し、重大事態とは何か、重大事態に進行させないために組織としてどのような対応をすべきか、重大事態に対してどう対処すべきかに関する理解を深めていく。

- ・いじめ対策委員会が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることから、いじめに係る対応の手引きに沿って適時適切に開催することや、重大事態が発生した際の適切な対応の在り方について、教職員の理解を深めるよう取り組んでいく。

- ・教育相談に関する研修の実施により、教職員一人ひとりが、日頃から生徒の気持ちや思いに寄り添った対応ができるような資質・能力を高めるとともに、学校組織としての情報共有や迅速な対応についても質を高めていく。